

第一級陸上特殊無線技士「法規」試験問題

法規 12問 } 3時間
無線工学 24問 }

解答は、答えとして正しいと判断したものを一つだけ選び、答案用紙の答欄に正しく記入（マーク）すること。

[1] 次の記述は、無線局に関する情報の提供について述べたものである。電波法（第25条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 総務大臣は、 A 場合その他総務省令で定める場合に必要とされる B に関する調査を行おうとする者の求めに応じ、当該調査を行うために必要な限度において、当該者に対し、無線局の無線設備の工事設計その他の無線局に関する事項に係る情報であって総務省令で定めるものを提供することができる。
- ② ①に基づき情報の提供を受けた者は、当該情報を C してはならない。

A	B	C
1 自己の無線局の開設又は周波数の変更をする	混信又はふくそう	①の調査の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供
2 電波の能率的な利用に関する調査を行う	電波の利用状況	①の調査の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供
3 電波の能率的な利用に関する調査を行う	混信又はふくそう	他人に利益を与え、又は他人に損害を加える目的に使用
4 自己の無線局の開設又は周波数の変更をする	電波の利用状況	他人に利益を与え、又は他人に損害を加える目的に使用

[2] 固定局の予備免許中における工事設計の変更等に関する次の記述のうち、電波法（第8条、第9条、第11条及び第19条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 総務大臣は、無線局の予備免許の際に指定した工事落成の期限（期限の延長があったときは、その期限）経過後3週間以内に電波法第10条（落成後の検査）の規定による工事が落成した旨の届出がないときは、その無線局の免許を拒否することができる。
- 2 予備免許を受けた者は、工事設計を変更しようとするときは、あらかじめ、総務大臣の許可を受けなければならない。ただし、総務省令で定める軽微な事項については、この限りでない。
- 3 総務大臣は、予備免許を受けた者から申請があった場合において、相当と認めるときは、予備免許の際に指定した工事落成の期限を延長することができる。
- 4 総務大臣は、予備免許を受けた者が、識別信号、電波の型式、周波数、空中線電力又は運用許容時間の指定の変更を申請した場合において、混信の除去その他特に必要があると認めるときは、その指定を変更することができる。

[3] 通信方式の定義に関する次の記述のうち、電波法施行規則（第2条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 「半複信方式」とは、通信路の一端においては単信方式であり、他の一端においては複信方式である通信方式をいう。
- 2 「複信方式」とは、相対する方向で送信が同時に行われる通信方式をいう。
- 3 「単信方式」とは、単一の通信の相手方に対し、送信のみを行う通信方式をいう。
- 4 「同報通信方式」とは、特定の2以上の受信設備に対し、同時に同一内容の通報の送信のみを行う通信方式をいう。

[4] 次の記述は、電波の強度（注）に対する安全施設について述べたものである。電波法施行規則（第21条の4）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

注 電界強度、磁界強度、電力束密度及び磁束密度をいう。

無線設備には、当該無線設備から発射される電波の強度が電波法施行規則別表第2号の3の3（電波の強度の値の表）に定める値を超える A に B のほか容易に出入りすることができないように、施設をしなければならない。ただし、次の(1)から(4)までに掲げる無線局の無線設備については、この限りではない。

- (1) 平均電力が C 以下の無線局の無線設備
- (2) 移動する無線局の無線設備
- (3) 地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、臨時に開設する無線局の無線設備
- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、電波法施行規則第21条の4の規定を適用することが不合理であるものとして総務大臣が別に告示する無線局の無線設備

	A	B	C
1	場所（人が出入りするおそれのあるいかなる場所も含む。）	無線従事者	20ミリワット
2	場所（人が通常、集合し、通行し、その他出入りする場所に限る。）	無線従事者	10ミリワット
3	場所（人が出入りするおそれのあるいかなる場所も含む。）	取扱者	10ミリワット
4	場所（人が通常、集合し、通行し、その他出入りする場所に限る。）	取扱者	20ミリワット

[5] 次に掲げる事項のうち、総務大臣の行う型式検定に合格したものでなければ施設してはならない無線設備の機器に該当するものはどれか。電波法（第37条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。ただし、総務大臣が行う検定に相当する型式検定に合格している機器その他の機器であって総務省令で定めるものを施設する場合を除く。

- 1 人命若しくは財産の保護又は治安の維持の用に供する無線局の無線設備の機器
- 2 放送の業務の用に供する無線局の無線設備の機器
- 3 電気通信業務の用に供する無線局の無線設備の機器
- 4 電波法第31条の規定により備え付けなければならない周波数測定装置

[6] 次の記述は、無線従事者の免許証について述べたものである。電波法施行規則（第38条）及び無線従事者規則（第50条及び第51条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 無線従事者は、その業務に従事しているときは、免許証を A していなければならない。
- ② 無線従事者は、 B に変更を生じたとき又は免許証を汚し、破り、若しくは失ったために免許証の再交付を受けようとするときは、申請書に次の(1)から(3)までに掲げる書類を添えて総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）に提出しなければならない。
 - (1) 免許証（免許証を失った場合を除く。）
 - (2) 写真1枚
 - (3) B の変更の事実を証する書類（ B に変更を生じたときに限る。）
- ③ 無線従事者は、免許の取消しの処分を受けたときは、その処分を受けた日から C にその免許証を総務大臣又は総合通信局長に返納しなければならない。免許証の再交付を受けた後失った免許証を発見したときも同様とする。

	A	B	C
1	携帯	氏名	10日以内
2	無線局に保管	氏名又は住所	10日以内
3	無線局に保管	氏名	30日以内
4	携帯	氏名又は住所	30日以内

[7] 次の記述は、無線通信(注)の秘密の保護について述べたものである。電波法(第59条及び第109条)の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

注 電気通信事業法第4条(秘密の保護)第1項又は同法第164条(適用除外等)第3項の通信であるものを除く。

- ① 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、 **A** を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。
- ② **B** に係る無線通信の秘密を漏らし、又は窃用した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- ③ 無線通信の業務に従事する者がその業務に関し知り得た②の秘密を漏らし、又は窃用したときは、 **C** 以下の罰金に処する。

A	B	C
1 特定の相手方に対して行われる無線通信	無線局の取扱中	2年以下の懲役又は100万円
2 総務省令で定める周波数により行われる無線通信	通信の相手方の無線局	2年以下の懲役又は100万円
3 総務省令で定める周波数により行われる無線通信	無線局の取扱中	3年以下の懲役又は150万円
4 特定の相手方に対して行われる無線通信	通信の相手方の無線局	3年以下の懲役又は150万円

[8] 次に掲げる場合のうち、無線局がなるべく擬似空中線回路を使用しなければならない場合に該当するものはどれか。電波法(第57条)の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 総務大臣が行う無線局の検査に際してその運用を必要とするとき。
- 2 実用化試験局を運用するとき。
- 3 無線設備の機器の試験又は調整を行うために運用するとき。
- 4 工事設計書に記載された空中線を使用することができないとき。

[9] 次の記述は、固定局の検査について述べたものである。電波法(第73条)の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 総務大臣は、 **A**、あらかじめ通知する期日に、その職員を無線局(総務省令で定めるものを除く。)に派遣し、その無線設備等(注1)を検査させる。

注1 無線設備、無線従事者の資格及び員数並びに時計及び書類をいう。以下同じ。

- ② ①の検査は、当該無線局(注2)の免許人から、①により総務大臣が通知した期日の **B**前までに、当該無線局の無線設備等について電波法第24条の2(検査等事業者の登録)第1項の登録を受けた者(無線設備等の点検の事業のみを行う者を除く。)が、総務省令で定めるところにより、当該登録に係る検査を行い、当該無線局の無線設備がその工事設計に合致しており、かつ、その無線従事者の資格及び員数並びに時計及び書類が電波法の関係規定にそれぞれ違反していない旨を記載した証明書の提出があったときは、①にかかわらず、 **C**することができる。

注2 人の生命又は身体の安全の確保のためその適正な運用の確保が必要な無線局として総務省令で定めるものを除く。以下同じ。

A	B	C
1 毎年1回	1月	一部を省略
2 総務省令で定める時期ごとに	1月	省略
3 毎年1回	3月	省略
4 総務省令で定める時期ごとに	3月	一部を省略

[10] 次の記述は、非常の場合の無線通信について述べたものである。電波法（第74条及び第74条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 総務大臣は、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、人命の救助、災害の救援、 A の確保又は秩序の維持のために必要な通信を B ことができる。
- ② 総務大臣は、①の通信の円滑な実施を確保するため必要な体制を整備するため、非常の場合における通信計画の作成、通信訓練の実施その他の必要な措置を講じておかななければならない。
- ③ 総務大臣は、②の措置を講じようとするときは、 C の協力を求めることができる。

A	B	C
1 交通通信	電気通信事業者に要請する	無線従事者
2 交通通信	無線局に行わせる	免許人又は登録人
3 電力の供給	無線局に行わせる	無線従事者
4 電力の供給	電気通信事業者に要請する	免許人又は登録人

[11] 次に掲げる場合のうち、無線従事者がその免許を取り消されることがある場合に該当するものはどれか。電波法（第79条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 正当な理由がないのに、無線局の運用を6月以上休止したとき。
- 2 日本の国籍を失ったとき。
- 3 無線通信の業務に5年以上従事しなかったとき。
- 4 電波法若しくは電波法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。

[12] 免許状に記載した事項に変更を生じたときに免許人が執らなければならない措置に関する次の記述のうち、電波法（第21条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 免許状を訂正することについて、あらかじめ、総務大臣の許可を受けなければならない。
- 2 遅滞なく、免許状に記載した事項に変更を生じた旨を総務大臣に届け出なければならない。
- 3 免許状を総務大臣に提出し、訂正を受けなければならない。
- 4 速やかに免許状を訂正し、総務大臣にその旨を報告しなければならない。